

北海道障がい者ピアサーポーター養成事業委託業務実施要領

1 目的

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者等の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成することにより、障がい者等の雇用創出を図るとともに障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進することを目的とする。

2 実施主体等

(1) 実施主体

実施主体は北海道（以下「道」という。）とし、事業を適切に運営できると認められる事業者に事業を委託する。

(2) 事業者の選定方法

委託業務に係る公募型プロポーザルを実施し、企画提案書の提出に基づき審査の上、決定する。

3 委託業務の概要

(1) 研修の企画・運営

- ① 研修の日程、会場の設定
- ② 研修の内容の企画及び講師の選定
- ③ 研修開催案内の作成
- ④ 受講申込みの受付
- ⑤ 受講者の決定及び受講決定、開催通知等の送付
- ⑥ 研修で使用する資料、研修レポート又はチェックシート（以下「研修レポート等」という。）の作成
- ⑦ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑧ eラーニングを採用する場合は、それに係るシステム構築、コンテンツの作成
※既にシステムの構築及びコンテンツの作成ができている場合は除く。
- ⑨ 研修当日の運営、受講者本人確認
- ⑩ 研修レポート等の取りまとめ
- ⑪ 研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成
- ⑫ 研修実施後の実績報告書の作成

(2) 研修修了者に対する修了証書等の作成、交付

(3) 道が実施する（1）の研修に係る事業者説明会への協力

4 事業内容

(1) 研修の対象者

ア 北海道内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障がい者又は障がい者であったと認められる者若しくは障がいに準ずる疾病を有する者。（以下「障がい者等」という。）

なお、常勤、非常勤を問わず、今後雇用が見込まれる者を含む。

イ 上記アの者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働して支援を行う者（以下「協働支援者」という。）

(2) 研修事業の内容

研修事業の内容は、次のとおりとし、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、

難病及び高次脳機能障がいに対応した内容で実施することとし、受講者全員が他領域の障がい特性について学ぶものとする。なお、カリキュラムについては、別記の内容以上のものとし、必要に応じて時間数の延長や必要な科目を追加することができる。

また、カリキュラムにおける科目の順序は、研修の効果を考慮の上で変更することができる。ただし、講義とこれに対する演習を連続して行わない場合は、演習の冒頭において講義の振り返りを行うものとする。

ア 基礎研修

ピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等に対して、ピアサポートの理解や実践、コミュニケーション技術や専門性等についての基礎を学ぶ研修

イ 専門研修

アの研修を受講した者に対して、ピアサポートの専門性の活用や、ピアサポーターの働き方、ピアサポーターを活かす雇用など、より専門的な知見を学ぶ研修。

ウ フォローアップ研修

ア及びイの研修を受講した者に対して、ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するために必要な知識や技法など、ピアサポーターが継続的に勤務していく上で必要な知見を学ぶ研修。

(3) 定員

各60名以上

(4) 研修講師

各カリキュラムにおいては、別記に定めるところにより、ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者及び専門職が講師を担うものとし、次のいずれかを満たす者とする。

- ① 厚生労働省の事業による障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修を受講した者又は同研修において講師を務めた者
- ② 4(2)ア及びイの研修を修了し、ピアサポーター又は協働支援者として5年以上の実務経験を有する者
- ③ 4(2)ア及びイの研修を修了し、ピアサポーター又は協働支援者として3年以上の実務経験を有する者であり、かつ本研修のファシリテーターとしての経験を有する者
- ④ 障がい者ピアサポートに関する知見を有する者又は当該カリキュラムの各科目講師に相応しい者で知事が適当と認める者

(5) ファシリテーター

各カリキュラムの演習においては、受講者6人毎に、グループ内での議論が促進されるよう調整するためのファシリテーターを、障がい当事者及び専門職の2人ひと組を基本に配置する。

なお、障がい者等と協働支援者が別れて行う演習については、障がい当事者と専門職のファシリテーターについてもそれぞれ別に配置することを基本とする。

ファシリテーターは、(4)に定める研修講師資格を有する者のほか、本研修修了者等で適当と認められる者とする。

(6) 合理的配慮等について

ア 共通事項

- ・ 休憩時間を概ね60分に1回程度設けるものとし、1回あたり15分を基本とした上で、開催方法や会場の環境を踏まえ、必要な休憩時間を設定する。
- ・ 受講者の障がい特性に応じ、手話、要約筆記、点字資料等、必要な配慮を行う。

イ 集合開催の場合

- ・ 研修会場は、バリアフリートイレが複数設置されているなど、バリアフリー環境の整った施設とする。
- ・ 研修会場に赴くための公共交通機関や、近隣の宿泊先、駐車場などについて、障がい者等が利用しやすい環境に配慮し開催する。

- ・ 障がい者等の参加に当たっては、協働支援者とは別に介助者の同席を可能とする。
- ・ 開催に当たっては、感染予防対策を講じる。

ウ オンライン開催の場合

- ・ 受講者に対しては、事前に接続テストを実施する。
- ・ eラーニング等、動画の視聴により講義を行う場合は、字幕をつける。
- ・ WEB会議用のアプリケーションを使用する場合は、操作に関する補助を行う担当者を配置する。

5 実施手続き

(1) 受講決定及び受講者確認

① 受講者決定

受講希望者が定員を超過した場合は、道と協議により受講者の選考及び決定を行うものとする。

② 受講者本人の確認

受講日当日、本人であることを確認できる証明書（住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書）の提示等により不正行為の防止対策を講じ、受講者の本人確認を行うものとする。

(2) 修了の認定・修了証書等の交付

受託者は、研修修了者に対して、氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付するとともに、研修修了者名簿を作成し、委託業務完了時に、道にこれを引き渡すこと。

なお、講師又はファシリテーターとして本研修に参加した者についても、当該研修の全てのカリキュラムを受講した場合は、本研修を修了したものとみなす。

6 研修参加費用

研修参加費用のうち、研修会場までの旅費等又はオンライン開催の場合のオンライン接続のための費用及び設備については、受講者（所属する事業所等を含む。）が負担するものとする。

7 事業者の選定

本研修の実施に当たっては、ピアサポーター及び協働支援者として従事する上で必要な知識や技能等を勘案し、適切な内容で、かつ、障がい特性に応じた合理的配慮に適切に対応するなど、受講しやすい実施体制とすることが必要である。

このため、落札金額のみによる競争入札によるのではなく、具体的な企画提案（研修科目の組み立てや講師の確保、研修の形態、開催日時等）を比較・検討することができ、総合的な審査・検討が可能なプロポーザル方式を採用する。

8 プロポーザル提出事業者の要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ④ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者であることにより、道が行う競

争入札への参加を除外されていないこと。

⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く）

ウ 消費税及び地方消費税

⑥ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く）

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

9 委託期間（予定）

委託契約の日から令和 7 年（2024 年）3 月 31 日までとする。

10 委託契約額上限

委託料 3, 7 5 0 千円

(別記)

○基礎研修カリキュラム

科目名	時間数	内容
講義	440分	
1 ピアサポートの理解	30分	・障がい領域ごとの歴史や背景 ・障がい領域ごとの視点
2 演習①	60分	・講義「ピアサポートの理解」の振り返り、気づきの共有
3 ピアサポートの実際・事例	70分	・障がい領域ごとのピアサポートの実践
4 演習②	40分	・講義「ピアサポートの実際・事例」の振り返り、気づきの共有
5 コミュニケーションの基本	40分	・ピアサポートの視点を取り入れたコミュニケーション技法や経験の共有
6 演習③	60分	・講義「コミュニケーションの基本」の振り返り、気づきの共有
7 障害福祉サービスの基礎と実際	40分	・障がい福祉施策の歴史 ・障がい福祉施策の仕組み
8 演習④	20分	・講義「障害福祉サービスの基礎と実際」の振り返り、気づきの共有
9 ピアサポートの専門性	30分	・ピアサポートの具体的な専門性 ・倫理と守秘義務
10 演習⑤	50分	・講義「ピアサポートの専門性」の振り返り、気づきの共有

※1, 3, 5, 9は、ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者が講師であること

○専門研修カリキュラム

科目名	時間数	内容
講義	540分	
1 基礎研修の振り返り	30分	・基礎研修の振り返り
2 ピアサポーターの基礎と専門性	40分	・障害 特性に応じた専門性
3 演習①	60分	・講義「ピアサポーターの基礎と専門性」の振り返り、気づきの共有
4 ピアサポートの専門性の活用	40分	・障害 特性に応じたピアサポートの専門性を活かすための視点
5 演習②	30分	・講義「ピアサポートの専門性の活用」の振り返り、気づきの共有
6 関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際（障がい者）	各 40分	・関連法、関連施策
6 ピアサポートを活用する技術と仕組み（協働支援者）		・現場におけるピアサポートの活用方法
7 演習③（障がい者）	各 40分	・講義「関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際」の振り返り、気づきの共有
7 演習③（協働支援者）		・講義「ピアサポートを活用する技術と仕組み」の振り返り、気づきの共有
8 演習④	20分	・障がい者、協働支援者別講義及び演習内容についての共有
9 ピアサポーターとしての働き方（障がい者）	各 30分	・労働法規
9 ピアサポーターを活かす雇用（協働支援者）		・ピアサポーターを雇用し、協働する上での留意点

10 演習⑤（障がい者）	各 40 分	・講義「ピアサポーターとしての働き方」の振り返り、気づきの共有
10 演習⑤（協働支援者）		・講義「ピアサポーターを活かす雇用」の振り返り、気づきの共有
11 セルフマネジメントとバウンダリー	30 分	・ピアサポーターが葛藤しやすい状況 ・病気や障がいを抱えて働く上でのセルフケア
12 演習⑥	40 分	・講義「セルフマネジメントとバウンダリー」の振り返り、気づきの共有
13 チームアプローチ	40 分	・所属機関（チーム）におけるピアサポーターの役割と協働における留意点
14 演習⑦	60 分	・講義「チームアプローチ」の振り返り、気づきの共有

※ 2, 4, 11 は、ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者が講師であること

※ 13 は、ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者及び専門職が講師であること

○フォローアップ研修カリキュラム

科目名	時間数	内容
講義	540分	
1 専門研修の振り返り	30分	・専門研修の振り返り
2 障がい特性	60分	・障がい領域ごとの障がい特性
3 働くことの意義	30分	・ピアサポーターとして職場にもたらす効果
4 演習①	60分	・講義「働くことの意義」の振り返り、気づきの共有
5 障がい者雇用	40分	・障がい者雇用の実際と留意点
6 演習②	60分	・講義「障がい者雇用」の振り返り、気づきの共有
7 ピアサポーターとしての継続的な就労	60分	・ピアサポーターとしての能力を発揮し、働き続けるために必要なポイント
8 ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法	60分	・職場内や関係機関との連携の中で発信力を高めることによる専門性の発揮方法
9 演習③	70分	・講義「ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法」の振り返り、気づきの共有、事例検討等
10 ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備	30分	・ピアサポーターとして雇用される上での準備、留意点
11 演習⑤	40分	・講義「ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備」の振り返り、気づきの共有

※3, 7, 8, 10は、ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者が講師であること

※9は、ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者及び専門職が講師であること